

○平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。		次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
一～十七（略）	（略）	一～十七（略）	（略）
<u>十八 60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>500MHz</u>	<u>十八 60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>500MHz</u>
<u>十九 76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>1GHz</u>		
<u>二十 78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>3GHz</u>	<u>十九 78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	<u>3GHz</u>
注（略）		注（略）	